

## 技能实习信息

### 一 职场的职权骚扰 一

职场的职权骚扰是指在对于同一职场的员工，凭借职务上的地位，人际关系等职场优势，超出正常业务范围给人造成精神和肉体痛苦或恶化职场环境的行为。不仅仅有典型的上司对下属的骚扰行为，也包括前辈、后辈间，同事间，甚至是下属对上司的骚扰行为。

“欺负·骚扰”“职权骚扰”这些词，一般来说是包括受到这些行为的人的主观判断时使用的，但对于职场的职权骚扰，终究只是以超出“正常业务范围”为对象。接受方即使受到令人不满的指示或提醒·指导，只要是在“正常业务范围”内进行的情况下，就不属于职权骚扰。

职场的职权骚扰大致分为以下6种。

- ①施暴·伤害（身体攻击）
- ②威胁·损害名誉·侮辱·严重出言不逊（精神攻击）
- ③隔离·受同伴排挤·无视（使人际关系割断）
- ④强制安排业务上明确不需要的东西或不可能完成的事情，妨碍工作（过度要求）
- ⑤命令业务上不具合理性、与能力和经验相差甚远的低级工作或不安排工作（过低要求）
- ⑥过度干涉个人隐私（个人的侵害）

另外，关于④～⑥是否超出「正常业务范围」的判断，会受到工种，企业文化的差异，行为进行的状况以及有无持续性等的影响。

职场的职权骚扰是伤害劳动者的尊严和人格，不被允许的行为，同时也是恶化职场环境的行为。另外，如果对这一问题置之不理的话，员工会失去对工作的积极性和自信，有时会出现危害身心健康甚至生命的情况。这种行为必须杜绝。

在职场受到职权骚扰时，请尽快和公司的咨询窗口负责人或值得信赖的上司咨询，寻求公司的应对。另外，如果公司有劳动组合的情况下，也有向劳动组合咨询的方法。万一，公司无法应对或难以向公司咨询时，推荐去各都道府县劳动局的“综合劳动咨询角”咨询。有专门的咨询人员免费对应咨询，也可

## 技能实习情报

### 一 職場のパワーハラスメント 一

職場のパワーハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいいます。典型的な上司から部下への行為に限らず、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対して行われるものも含まれます。

「いじめ・嫌がらせ」「パワーハラスメント」といった言葉は、そうした行為を受けた人の主観的な判断を含んで使われることが一般的ですが、職場のパワーハラスメントとしては、あくまで「業務の適正な範囲」を超えるものが対象になります。受止め方によっては不満を感じたりする指示や注意・指導があったとしても、これらが「業務の適正な範囲」で行われている場合には、パワーハラスメントには当たりません。

職場のパワーハラスメントは、おおまかに以下の6つに分類できます。

- ①暴行・傷害（身体的な攻撃）
- ②脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言（精神的な攻撃）
- ③隔離・仲間外れ・無視（人間関係からの切離し）
- ④業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害（過大な要求）
- ⑤業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと（過小な要求）
- ⑥私的なことに過度に立ち入ること（個の侵害）

なお、④～⑥については「業務の適正な範囲」を超えるか否かの判断が業種や企業文化の違い、行為が行われた状況や行為の継続性の有無などによって左右される場合があります。

職場のパワーハラスメントは労働者の尊厳や人格を傷つける許されない行為であるとともに、職場環境を悪化させるものです。また、こうした問題を放置すれば、人は仕事への意欲や自信を失い、時には、心身の健康や命すら危険にさらされる場合があります。こうした行為は、なくしていかなければなりません。

以匿名咨询。并且，通常是用日语对应的，所以对日语没有自信的有必要寻求可以帮助翻译的人。

○综合劳动咨询角地址

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>

参考：厚生劳动省门户网站「让我们一同杜绝！职场的职权骚扰 快活的职场拉拉队」

<http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/index.html>

職場でパワーハラスメントを受けたときは、速やかに会社の相談窓口担当者や信頼できる上司に相談し、会社としての対応を求めようにしましょう。また、会社に労働組合がある場合は、労働組合に相談する方法もあります。万が一、会社で対応してもらえない場合や会社に相談しにくいときは、各都道府県労働局の「総合労働相談コーナー」に相談することをお勧めします。専門の相談員が無料で相談に対応し、匿名で相談することもできます。なお、通常は日本語での対応となりますので、日本語に自信がない場合は通訳できる人をお願いする必要があります。

○総合労働相談コーナーの所在地

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>

参考：厚生労働省ポータルサイト「みんなでなくそう！

職場のパワーハラスメント あかるい職場応援団」

<http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/index.html>